

○学校法人東北芸術工科大学役員等報酬支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人東北芸術工科大学の役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(報酬)

第3条 役員の報酬は次の各号に定める範囲において理事長（第1号を除く）が定める額とする。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 理事長 | 月額 180 万円以内 |
| (2) 副理事長 | 月額 90 万円以内 |
| (3) 専務理事 | 月額 80 万円以内 |
| (4) 常務理事 | 月額 70 万円以内 |
| (5) 常任監事 | 月額 40 万円以内 |
| (6) 理事及び監事 | 年額 50 万円以内 |

2 前項第1号にかかる役員の報酬の額については、理事会にて決定するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、役員が公務員の職にある場合及び本人から報酬辞退の意思表示があった場合には、報酬を支給しないことができる。

4 学校法人東北芸術工科大学就業規則（平成3年12月27日施行）第2条に規定する職員（以下「教職員」という。）が、第1項各号に規定する理事に就任した場合は、同項の規定にかかわらず、当該教職員に適用する給与規程に基づく給与を支給するものとし、本規程における報酬は支給しないものとする。

5 第1項第6号に規定する理事及び監事のうち常勤の者又は業務にあたる日数や職務内容を勘案し、特に理事長が認めた者については、同項の規定にかかわらず月額70万円の範囲内で報酬を支給することができる。ただし、この場合、同項第6号に規定する年額報酬は支給しないものとする。

6 評議員のうち教職員を兼務していない者に対し、会議出席1日につき1万円の報酬を支給する。

7 第3項の規定は、評議員に準用する。

(通勤手当)

第4条 常勤役員に対し通勤手当を支給することができる。

2 常勤役員に対する通勤手当の額は、学校法人東北芸術工科大学教育職員給与規程（令和6年7月17日施行）第25条を準用する。

(旅費及び費用)

第5条 役員に対し旅費を支給することができる。

2 役員の旅費は学校法人東北芸術工科大学旅費規程に基づき支給する。

3 職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(支給方法)

第6条 報酬等の支給方法については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第3条及び第4条の規定に基づき、月額の報酬及び通勤手当を支給する場合は、毎月21日に支給する。ただし、その日が就業規則第13条に規定する休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、順次繰り上げて支給するものとする。
- (2) 第3条の規定に基づき年額の報酬を支給する場合は、年1回6月に支払うものとする。
- (3) 第3条第6項に規定する評議員への報酬を支給する場合は、会議終了後1か月以内に支払うものとする。
- (4) 報酬等は、通貨で直接本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、金融機関に設けた本人名義の預金口座あてに振り込むことによって支払うことができる。

(退職金等)

第7条 役員の退職金については、別に定める。

(委任)

第8条 この規程の施行に際し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会への諮問を経て理事会の議決によるものとする。

附則

この要綱は、平成5年4月15日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年12月5日から施行し、平成12年12月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 8 月 28 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(移行措置)

2 第 6 条第 2 号の改正に伴い、この規程の施行の際に現に在任する役員のうち、第 3 条の規定に基づき年額の報酬が支給される者に対する令和 7 年 6 月支給の報酬は、令和 6 年 12 月から令和 7 年 6 月までにかかる額（年額の半額）とする。

○学校法人東北芸術工科大学常勤役員退職金支給規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人東北芸術工科大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）に定める役員のうち、常勤役員に支給する退職金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員の定義)

第 2 条 この規程において常勤役員とは、寄附行為第 5 条に規定する役員のうち、法人において勤務することが常態である役員をいい、学校法人東北芸術工科大学就業規則（平成 3 年 12 月 27 日施行）第 2 条に規定する職員の職を兼ねていない役員をいう。

(退職金の支給)

第 3 条 常勤役員が退任した場合にはこの規程に基づき、退職金をその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 退職金は退職後、一時に通貨をもって支給する。

(退職金の支給方法及び支給時期)

第 4 条 退職金は、金融機関に設けた本人名義の口座（死亡による退職の場合には、その遺族名義の口座）あてに振り込むことによって支払う。

2 退職金は、役員が退任した日から 1 か月以内に支給する。ただし、争いのある場合には、争いのない部分について 2 か月以内に支給する。

(退職金の額)

第 5 条 常勤役員に対する退職金の額は、退任又は死亡した日の属する月の報酬月額に在任月数を乗じて得た額に、以下の各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 理事長	100 分の 30
(2) 副理事長	100 分の 10
(3) 専務理事	100 分の 10
(4) 常務理事	100 分の 10
(5) 常任監事	100 分の 10
(6) 理事及び監事	100 分の 0

2 前項の在任月数の計算は、常勤役員となった日の属する月から退任又は死亡した日の属する月までの引き続きいた在任期間の月数とする。

3 常勤役員の在任期間において、就業規則第 2 条に規定する職員が常勤役員を兼務していた場合、当該職員としての在任期間を前 2 項における在任月数には含まない。

(退職金の取扱いの特例)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、在任中特に業績顕著であった役員に対し、理事長は当該役員の退職時に慰労金を支給することができる。この場合の慰労金の額については、前条に規定する算出方法を準用して算出した額の範囲内で理事長が別に定める。ただしこの場合、前条第 1 項に掲げる率は、100 分の 10 とする。

2 前項に規定する慰労金を理事長に対し支給する場合は、理事会の議を経て支給額を決定するものとする。

(退職金の支給制限等)

第 7 条 常勤役員が寄附行為第 10 条により解任された場合は、退職金を支給しない。

2 退任した者に対し退職金の支給をした後において、その者が在任期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたときは、支給した退職金の全部又は一部を返納させることができる。

(運用に関する事項)

第 8 条 退職金の支給その他運用事項の細部については、この規程に定めるもののほかは、学校法人東北芸術工科大学退職手当支給規程（平成 3 年 12 月 27 日施行）を準用する。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会への諮問を経て理事会の議決によるものとする。

附則

この規程は、平成 19 年 5 月 29 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。